

第四次柏崎市防犯まちづくり推進計画

令和 8（2026）年度 ～ 令和 11（2029）年度

令和 8（2026）年 3 月

柏崎市

目 次

第1章 推進計画の基本的事項

- 1 計画改定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 柏崎市における犯罪の状況

- 1 犯罪の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 身近なところで起こり得る犯罪の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第3章 第三次防犯まちづくり推進計画の評価

- 1 第三次計画の基本目標と取組の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 重点目標の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 基本方針における数値目標の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第4章 計画の基本目標と取組の基本方針

- 1 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 重点目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 取組の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第5章 具体的な取組の展開

- 1 意識づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 3 環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第6章 安全で安心なまちづくりの配慮事項

- 1 被害者・加害者をつくらない教育・啓発活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 2 犯罪被害者等に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 3 来訪者の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 4 事業者による防犯活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 5 犯罪の防止等に配慮した空き家等への取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 6 暴力団排除に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

参考資料

- 新潟県柏崎市防犯まちづくり条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 新潟県柏崎市暴力団排除条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- SDGs（持続可能な開発目標）とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

第1章 推進計画の基本的事項

1 計画改定の趣旨

近年の少子・高齢化や核家族化、都市・過疎化、デジタル化等の急激な社会環境の変化に伴い、人々の価値観や生活様式の多様化が進み、地域社会における連帯感や規範意識の希薄化が顕著になっています。一方、国内では連日のように凶悪事件が報道されており、暮らしの安全・安心に対する市民の関心が高まっています。

安全で安心な暮らしを確保するためには、一人一人がお互いの人権を尊重しながら、日々あらゆる視点から防犯意識を持ち、市民、事業者、防犯団体¹、市、警察等がそれぞれの責務と役割を果たしながら連携し、犯罪を抑止する機能を充実・強化していくことが必要です。

市では、「新潟県柏崎市防犯まちづくり条例」(以下「条例」という。)を平成23(2011)年1月1日に施行、同年3月には「柏崎市防犯まちづくり推進計画」(以下「第一次計画」という。)を策定し、防犯まちづくりのための各種の取組を推進してきました。

この度、第三次計画期間(令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)が終了することから、第三次計画の評価と検証を行った上で、防犯まちづくりに関する具体的な施策を総合的かつ計画的に推進し、条例の実効性をより確かなものにするために第四次計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

- (1) 本計画は、条例第9条に規定する「防犯まちづくりに関する推進計画」であり、施策の方向性については次のとおり定めます。
 - 総合的に実施すべき「防犯まちづくり」推進に関する施策の大綱
 - 「防犯まちづくり」推進に関する施策を計画的に実施するための数値目標
 - 「防犯まちづくり」推進に関する施策を総合的、計画的に実施するために必要な事項
- (2) 本計画は、「柏崎市第六次総合計画(前期基本計画)」(令和8(2026)年3月策定)や、「第6次新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画」(令和7(2025)年3月策定)と整合を図った上で、今日の犯罪情勢や社会情勢の変化、これまでの取組の成果や課題を踏まえて、策定するものです。
- (3) 本計画は、SDGs(持続可能な開発目標)の考えと同じ方向性であり、具体的な取組を着実に推進することでSDGsの目標達成に寄与します。持続可能な防犯まちづくりを基調とした犯罪のない安全で安心な柏崎市の実現を目指して策定します。



出典：国際連合広報センター

【用語解説】

¹ 防犯団体……市内の町内会、各コミュニティ振興協議会、防犯団体その他防犯活動を行う団体

3 計画の内容

条例第3条の基本理念では、「自らの安全は自ら守り、地域の安全は地域自ら守る」と規定しています。

犯罪の形態は様々ですが、この計画では「空き巣、万引き、特殊詐欺等の身近な犯罪」や「高齢者、子ども、障がい者、女性など防犯上配慮を要する者への犯罪」を中心として、これらの犯罪を未然に防止する施策の推進や防犯意識の向上を図っていくこととします。

4 計画の期間

この計画の期間は、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までの4年間とします。

ただし、犯罪情勢や社会情勢の変化などを踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、本計画は、年度ごとに進行管理を行います。

第2章 柏崎市における犯罪の状況

1 犯罪の現状

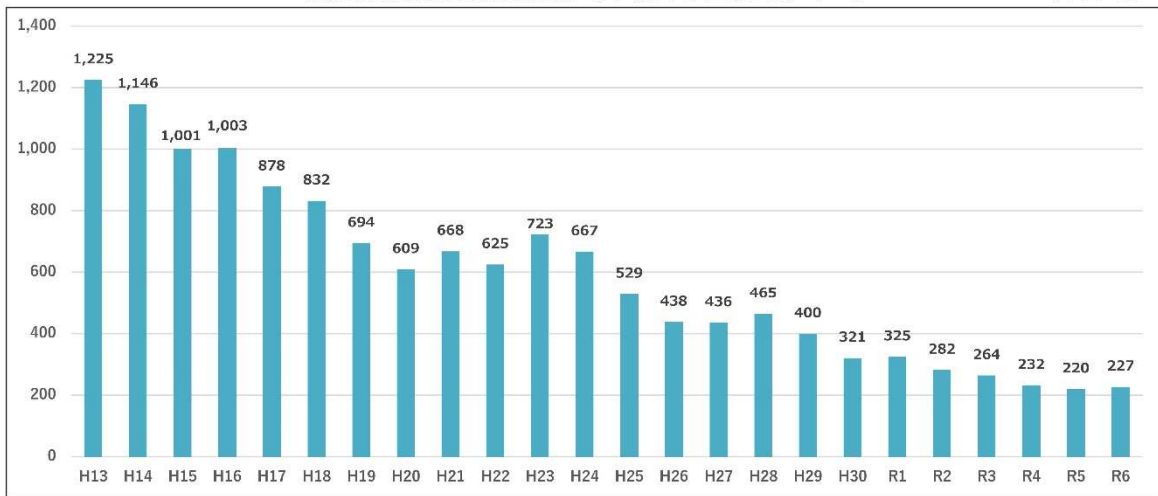
(1) 刑法犯認知件数と犯罪率²

本市の刑法犯認知件数は、平成13(2001)年の1,225件をピークに、その後の防犯対策や防犯情報の提供等の実施により減少傾向に転じ、令和6(2024)年の認知件数は227件となっています。

また、令和6(2024)年の柏崎市の犯罪率は3.0%と、県内他29市町村と比較して下位となっており、犯罪の発生が抑えられています。

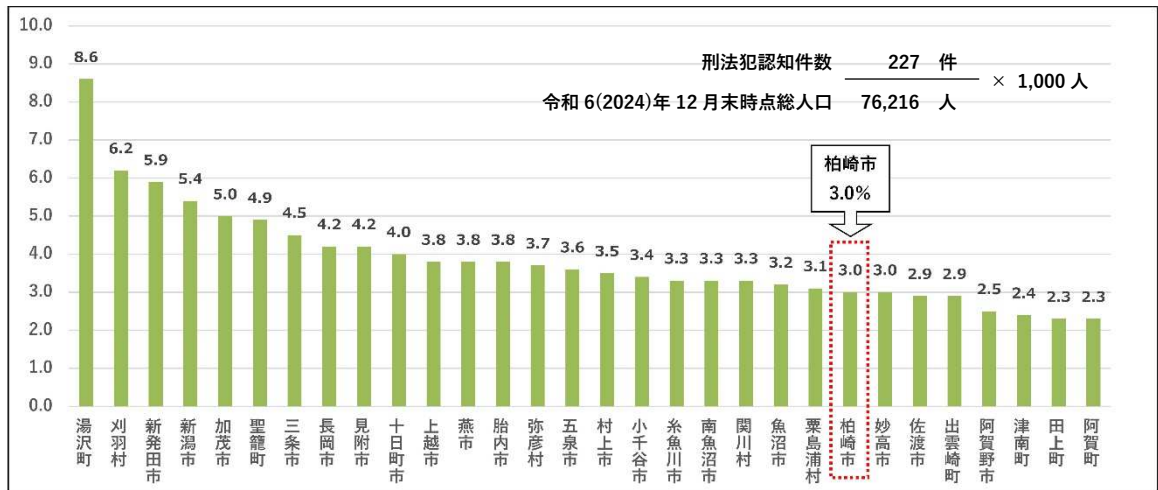
刑法犯認知件数の推移(平成13(2021)年～)

(単位:件)



令和6(2024)年 県内市町村別犯罪率

(単位:%)



【用語解説】

² 犯罪率……人口1,000人当たりの刑法犯認知件数の割合

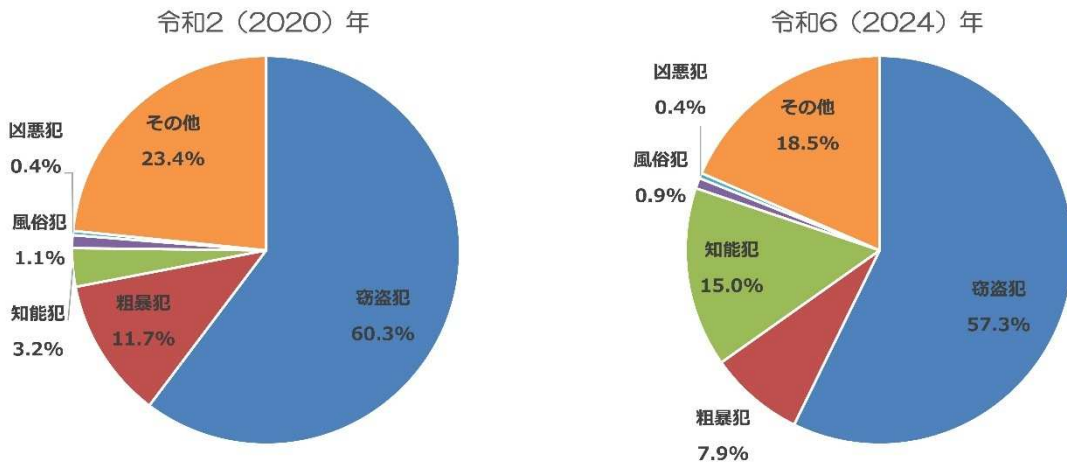
(2) 刑法犯の罪種³別状況

本市における直近 10 年間の刑法犯認知件数を罪種別に比較すると、窃盗犯が全体の半数以上を占めています。令和 2（2020）年と比較して、令和 6（2024）年は知能犯が 25 件増加しています。また、凶悪犯は平均して毎年約 1 件発生しています。統計としては小さい数値ですが、生命、身体や財産に及ぼす危険度の高い犯罪がほぼ毎年発生していることが分かります。

罪種別認知件数の推移

（単位：件）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
凶悪犯	0	4	0	2	3	1	1	2	0	1
粗暴犯	60	61	53	43	38	33	31	20	16	18
窃盗犯	269	254	245	195	196	170	168	124	147	130
知能犯	25	32	20	16	20	9	28	26	22	34
風俗犯	2	4	5	1	0	3	3	7	4	2
その他	80	110	77	64	68	66	33	53	31	42
合計	436	465	400	321	325	282	264	232	220	227



【用語解説】

³ 罪種……刑法犯を6種に分類したもの。（凶悪犯…殺人、強盗など 粗暴犯…暴行、傷害など 窃盗犯…窃盗 知能犯…詐欺、横領など 風俗犯…賭博、わいせつ その他…住居侵入、器物損壊、占有離脱物横領など）

2 身近なところで起こり得る犯罪の状況

(1) 窃盗犯の内訳

窃盗は、市民が最も被害に遭いやすく、最も身近なところで起こり得る犯罪といえます。令和6（2024）年の全体の件数は、令和2（2020）年の170件に対し、130件と大きく減少しましたが、内訳の割合は、万引き等の非侵入窃盗が全体の半数以上を占める状況が現在も続いています。

窃盗犯の内訳

(単位：件)

	件数	侵入窃盗 (空き巣等)	乗り物盗	非侵入窃盗 (万引き等)
令和2（2020）年	170	17	21	132
令和6（2024）年	130	12	39	79

(2) 窃盗被害の無施錠率⁴

新潟県では、「鍵かけ」がされなかったことが原因で犯罪被害に遭うケースが全国と比較して多く、本市においても同様の傾向があります。令和2（2020）年と令和6（2024）年の市内の無施錠率を比較すると、無施錠の割合が高い状況が現在も続いており、この結果からも無施錠により、被害に遭う危険性が高まることが分かります。

無施錠による犯罪被害の実態

(単位：件)

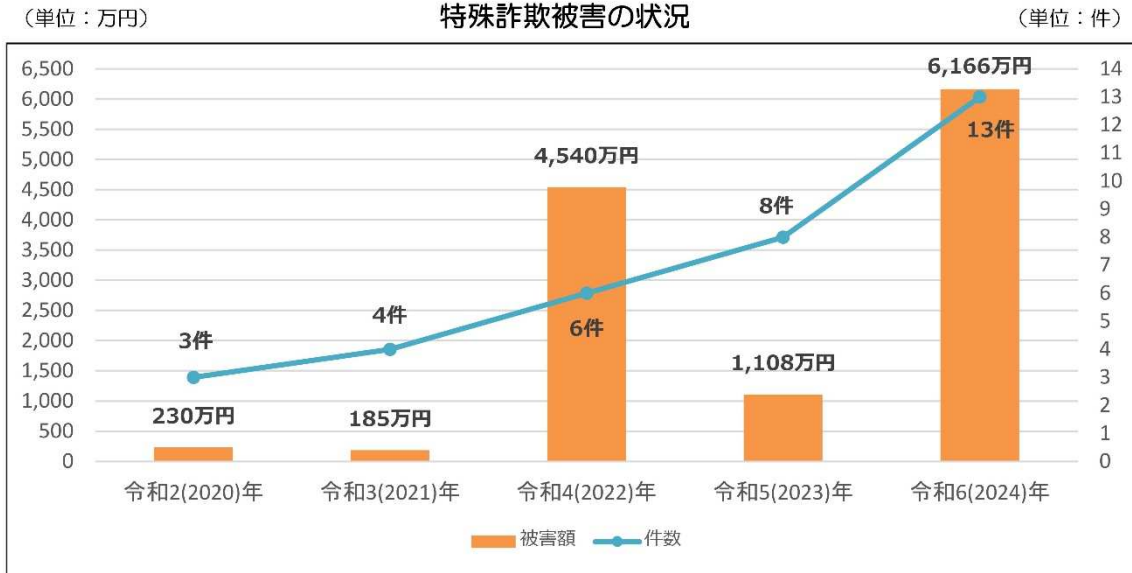
	令和2（2020）年			令和6（2024）年		
	発生件数	うち 無施錠件数	無施錠率	発生件数	うち 無施錠件数	無施錠率
侵入窃盗	17	12	70.6%	12	8	66.7%
車上ねらい	13	11	84.6%	4	4	100%
自転車盗	21	16	76.2%	39	36	92.3%

【用語解説】

⁴ 無施錠率……侵入窃盗、車上ねらい、乗り物盗の被害のうち、鍵をかけていなかった割合

(3) 特殊詐欺⁵被害の状況

本市における特殊詐欺は、令和2（2020）年から被害が増加傾向にあります。件数のみならず、1件当たりの被害額が大幅に増加しています。令和2（2020）年と比較して、令和6（2024）年の被害件数及び被害額は10件5,936万円の増加となりました。



(4) SNS型投資詐欺⁶及びSNS型ロマンス詐欺⁷被害の状況

令和5（2023）年から、全国でSNS型投資・ロマンス詐欺の被害が多発しており、本市でも、令和6（2024）年から被害が確認されています。

令和6（2024）年の特殊詐欺の被害との比較では、件数・金額共に少ないものの、令和5（2023）年以前と比較すると、件数・金額共に特殊詐欺を大きく上回る被害となっています。

SNS型投資・ロマンス詐欺被害の状況

	令和5（2023）年		令和6（2024）年	
	発生件数（件）	被害金額（万円）	発生件数（件）	被害金額（万円）
SNS型投資・ロマンス詐欺	0	0	9	5,386
特殊詐欺	8	1,108	13	6,166

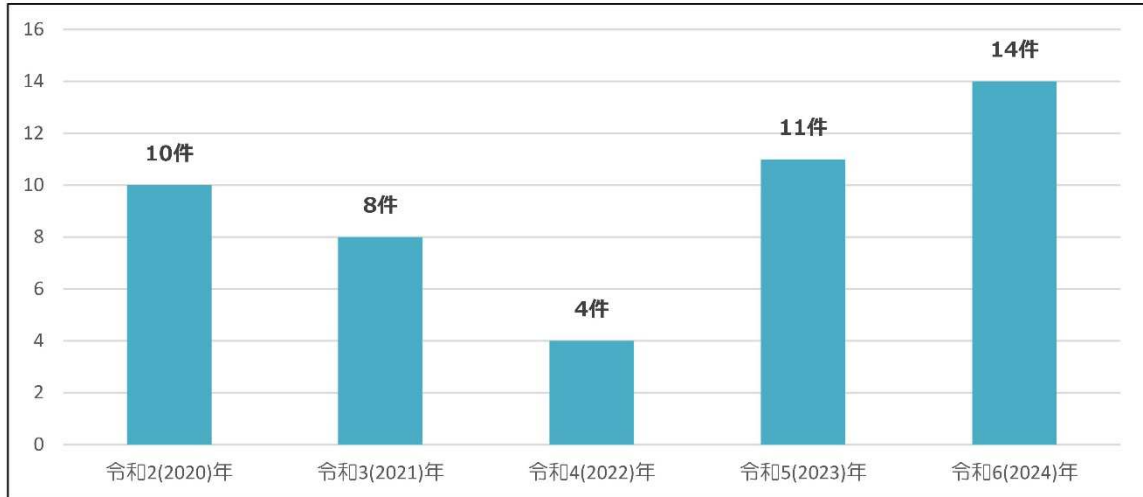
【用語解説】

⁵ 特殊詐欺………不特定多数の者に対して、電話などを使用して対面することなく信頼させ、金銭等をだまし取る犯罪
⁶ SNS型投資詐欺………SNS等を用いて、非対面で投資を勧め、投資名目で金銭等をだまし取る詐欺
⁷ SNS型ロマンス詐欺………SNS等を用いて、非対面で被害者と連絡のやり取りをすることで恋愛感情や親近感を抱かせ、金銭等をだまし取る詐欺

(5) 非行少年検挙・補導状況

刑法犯認知件数の減少に伴い、非行少年の検挙・補導件数は減少傾向にありましたが、令和5(2023)年から令和6(2024)年にかけて、続けて増加となりました。

柏崎警察署管内の非行少年検挙・補導状況の推移(令和2(2020)年～) (単位:件)



第3章 第三次防犯まちづくり推進計画の評価

本市の第三次計画では、基本目標である「犯罪のない安全で安心な柏崎市の実現」に向け、市民の理解と協力により各種施策を行ってきました。

第三次計画に掲げた重点目標及び基本方針の評価は、以下のとおりです。

1 第三次計画の基本目標と取組の基本方針

(1) 重点目標

「令和7（2025）年度までに刑法犯認知件数を減少させる」

(2) 取組の基本方針

「意識づくり」「地域づくり」「環境づくり」

2 重点目標の評価

本市の刑法犯認知件数は、第三次計画を策定した令和2（2020）年が282件であるのに対し、令和6（2024）年は227件となっており、実績として、55件の減少となりました。警察による街頭活動の強化、地域における自主防犯活動の取組、市民の防犯意識の向上、犯罪に強い防犯設備の普及等、総合的な防犯対策の推進が要因として考えられます。

	第三次計画策定時 R2(2020)年12月末	目 標	実 績 R6(2024)年12月末	達成状況	評価
刑法犯 認知件数	282件	282件以下	227件	55件減 (124.2%)	S

【達成状況・評価】 S：101%～ A：81～100% B：61～80% C：41～60% D：21～40% E：0～20%

3 基本方針における数値目標の評価

(1) 意識づくり

「防犯メール」の登録件数について、令和7（2025）年3月末現在で6,671件と令和3（2021）年3月末現在の4,362件から2,309件増加しました。令和3（2021）年9月から市公式LINEの運用を開始したことにより、メールと併せてLINEでの安全・防犯情報の受信が可能となったことが要因として考えられます。

	第三次計画策定時 R3(2021)年3月末	目 標	実 績 R7(2025)年3月末	達成状況	評価
登録件数 (累計)	4,362件	8,000件	6,671件	83.4%	A

【達成状況・評価】 S：101%～ A：81～100% B：61～80% C：41～60% D：21～40% E：0～20%

(2) 地域づくり**ア 防犯リーダー育成講座**

地域の防犯活動を支える人材を育成するため、「防犯リーダー育成講座」を開催し、平成24（2012）年度から延べ211人を育成してきました。新規受講者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、減少した年度もありましたが、毎年度20人前後増加しています。「防犯リーダー」は地域における防犯活動のけん引役として、大切な役割を担っています。今後も講座を開催していく必要があります。

	第三次計画策定時 R2(2020)年度	目 標	実 績 R6(2024)年度	達成状況	評価
新規受講者数 (累計)	141人	265人	211人	79.6%	B

【達成状況・評価】 S:101%~ A:81~100% B:61~80% C:41~60% D:21~40% E:0~20%

イ 地域安全マップづくり

「地域安全マップづくり」は、子どもたち自らが犯罪に遭わないための危険察知能力を身につけることが重要であることから、平成26（2014）年度から取り組んできました。新型コロナウイルス感染症の影響により、実施団体が減少し、その後も開催の呼び掛けを行っていますが、令和6（2024）年度の実施団体数は、5団体となりました。子どもの安全対策として、引き続き取組を普及していく必要があります。

【注】令和2(2020)年度はコロナ禍のため中止したことから、令和元(2019)年度の実績値を掲載する。

	第三次計画策定時 R元(2019)年度	目 標	実 績 R6(2024)年度	達成状況	評価
実施団体数 (単年度計)	8団体	14団体	5団体	35.7%	D

【達成状況・評価】 S:101%~ A:81~100% B:61~80% C:41~60% D:21~40% E:0~20%

ウ 出前講座（消費生活啓発講座）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和元（2019）年度から横ばい状態が続き、令和6（2024）年度は、19回の実施、400人の受講となりました。消費者被害防止のため、今後も市内各地で実施する必要があります。

【注】令和2(2020)年度はコロナ禍のため中止したことから、令和元(2019)年度の実績値を掲載する。

	第三次計画策定時 R元(2019)年度	目 標	実 績 R6(2024)年度	達成状況 (実施団体数より算出)	評価
実施団体数 (単年度計)	20回/574人	30回/850人	19回/400人	63.3%	B

【達成状況・評価】 S:101%~ A:81~100% B:61~80% C:41~60% D:21~40% E:0~20%

(3) 環境づくり

地域内における見通し・死角・暗がりなどを確認する地域自主防犯活動を行う団体による「地域内安全点検」については、令和6（2024）年度は32地域で実施しました。警察による街頭活動や地域における自主防犯活動の取組による防犯意識の向上が要因として考えられます。

	第三次計画策定時 R2(2020)年度	目 標	実 績 R6(2024)年度	達成状況	評価
実施件数 (累計)	23 地域	30 地域	32 地域	106.7%	S

【達成状況・評価】 S：101%～ A：81～100% B：61～80% C：41～60% D：21～40% E：0～20%

第4章 計画の基本目標と取組の基本方針

1 基本目標

犯罪のない安全で安心な柏崎市の実現

安全で安心して暮らせる明るい地域社会を実現するため、市民、事業者、市、地域コミュニティ、防犯団体などが「地域の安全は地域が自ら守る」という意識の下に地域社会の担い手として連携していくことが必要です。

そして、市民が安全で安心して暮らすことはもちろんのこと、通勤・通学や観光で訪れる人々が、安全・安心に滞在できる地域を目指して取組を続けていくことが重要です。

こうした認識を踏まえ、本計画では、防犯まちづくりの基本目標を「犯罪のない安全で安心な柏崎市の実現」と定めます。

2 重点目標

基本目標を達成するための重点目標として、下記のとおり設定します。

令和11（2029）年度までに刑法犯認知件数を減少させる

3 基本方針

推進計画の基本目標の実現に向け、3つの取組を基本方針として、下記のとおり設定します。

意識づくり

地域づくり

環境づくり

4 取組の基本方針

推進計画の基本目標の実現に向けた3つの基本方針において、それぞれの具体的施策により、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進します。

【基本目標】

犯罪のない安全で安心な柏崎市の実現

【重点目標】

令和11（2029）年度までに刑法犯認知件数を減少させる

【基本方針】

意識づくり

【具体的施策】

- (1) 広報啓発活動の充実
- (2) 犯罪情報の発信
- (3) インターネット利用における犯罪防止の啓発
- (4) 防犯教室・講座等の開催
- (5) 市民運動の実施

【基本方針】

地域づくり

【具体的施策】

- (1) 地域活動団体への支援
- (2) 地域防犯活動を支える人材の育成
- (3) 防犯活動の推進
- (4) 子どもの安全対策
- (5) 高齢者の安全対策
- (6) 障がい者、女性等の安全対策
- (7) 関係機関と市の連携による防犯活動

【基本方針】

環境づくり

【具体的施策】

- (1) 学校・通学路等における子どもの安全確保
- (2) 公共公益空間における防犯性の向上
- (3) 住宅の防犯性の向上
- (4) 事業者との連携

第5章 具体的な取組の展開

1 意識づくり

犯罪の防止に配慮した防犯まちづくりの基本は、市民一人一人が「自らの安全は自ら守る」という意識を持って防犯活動を行っていくことであり、市はこれらの活動を支援していくとともに、市民の自主防犯意識の高揚を図ります。

【現況と課題】

本市の刑法犯認知件数のうち、市民の最も身近なところで起こり得る窃盗犯が全体の半数以上を占める状況が続いています。市民の間では、防犯に対する意識に差があり、鍵かけを始めとした防犯対策をしていない人も多いことから、防犯意識の更なる啓発が必要であり、地域で発生する犯罪の発生情報や防犯情報について、迅速かつ積極的に発信していく必要があります。

また、近年、インターネットや SNS に起因する闇バイト、特殊詐欺等の犯罪及び悪質商法が増えていることから、子どもから高齢者まで幅広い世代に向けて、関連する犯罪の発生情報や安全な利用方法等についても広く広報する必要があります。

【主要施策の基本方向】

(1) 広報啓発活動の充実



ア 地域の自主防犯活動を効果的に行えるよう、広報かしわざき、市ホームページ、防犯協会だより、FMピッカラ、SNS 等を活用して、防犯に関する情報提供を進めます。 継続

〈主な取組主体〉市

イ 市民の「鍵かけ」意識高揚のため、広報・啓発活動を行います。 拡充

〈主な取組主体〉市・市民・警察・学校等・防犯団体等・関係機関

ウ ながらの目ステッカーを装着した車両及び青色回転灯を装備した車両による「ながらパトロール」を実施します。また、ジョギング、ウォーキング、買い物、ペットの散歩、花の水やり等の日常活動にパトロールの要素を加える「ながらパトロール」を実施します。 継続

〈主な取組主体〉市・市民・学校等・防犯団体等・関係機関



(2) 犯罪情報等の発信



ア 自主防犯活動を推進するため、「市公式 LINE」や「安全・防犯情報メール」、「防災行政無線」により積極的に防犯情報を発信し、市民の防犯意識を高めます。

継続

〈主な取組主体〉市

イ 「市公式 LINE」及び「安全・防犯情報メール」については、町内会や学校、PTA、事業所への新規登録の呼びかけを促進します。また、登録者増加に向け、交通安全講習や消費生活啓発講座等の機会を捉えて、利用者の登録拡大を強化します。

継続

〈主な取組主体〉市・市民・学校等・防犯団体等・関係機関

市公式 LINE 及び安全・防犯情報メール登録件数 8,000 件
 （～令和 11（2029）年度末）

【実績】令和 6（2024）年度末：6,592 件

↓こちらから登録できます！

LINE

QRコード

検索ポータル

柏崎市 LINE

検索

安全防犯情報メール

QRコード

検索ポータル

柏崎市 メール配信

検索

≪ 配信される情報 ≫

不審者情報

悪質商法に
 についてのお知らせ

交通安全情報

交通死亡事故
 の発生情報

登録料・利用料無料

柏崎市内の「安全」に
 関わる情報を配信中！

(3) インターネット利用における犯罪防止の啓発



インターネット等に起因する闇バイトや特殊詐欺等の犯罪の未然防止のため、インターネット利用時の留意事項に関する広報・啓発活動を行います。 **拡充**

〈主な取組主体〉市・市民・警察・学校等・防犯団体等・関係機関

(4) 防犯教室・講座等の開催



コミュニティ振興協議会・町内会・老人会等と連携して、警察による防犯教室を開催し、闇バイトや特殊詐欺等の犯罪に対する防犯対策や犯罪情報の提供等を行います。

継続

〈主な取組主体〉市・市民・警察・学校等・防犯団体等・関係機関

(5) 市民運動の実施



安全で安心なまちづくりへの市民の関心や理解を深めるため、毎年10月を「柏崎市防犯月間」として、集中的な広報・啓発活動を行います。 **継続**

〈主な取組主体〉市・市民・警察・学校等・防犯団体等・関係機関

2 地域づくり

犯罪の防止に配慮した防犯まちづくりの実現のため、「地域の安全は地域自ら守る」という地域防犯の意識を高め、連帯感のある地域づくりを推進します。

【現況と課題】

市内には多くの自主防犯団体が組織され、市民の身近な「安全と安心」に大きな役割を担っており、犯罪が減少傾向にある一つの要因として考えられます。一方で、ボランティア人材の高齢化が進み、活動従事者の固定化や後継者不足、モチベーションの維持などといった課題を抱えています。

また、スマートフォン、タブレット、インターネット接続可能なゲーム機等の多様なメディアの普及に伴い、子どもが犯罪やトラブルに巻き込まれるケースや SNS での誹謗中傷の書き込みやいじめ等により子どもが加害者となるなどの危険性も身近に存在しています。

更なる犯罪の抑止に向け、市、市民、警察、学校、事業者、関係機関等が連携・協力を図り、地域防犯活動を一層強化して地域の防犯力を高めながら、犯罪ごとの背景や実態に応じた効果的な対策を実施していくことが必要です。

【主要施策の基本方向】

(1) 地域活動団体への支援



ア 自主防犯活動を行う団体や市民に対し、有効な活動事例等の防犯活動に関する情報を提供し、活動への取組を支援します。 継続

〈主な取組主体〉市・警察

イ 関係機関等と連携し自主防犯パトロールの普及促進及び防犯活動に必要な用品の提供などの支援を行います。 継続

〈主な取組主体〉市・関係機関

ウ 顔の見える関係を構築し、地域防犯力を高めるため、「あいさつ運動」を実施します。 継続

〈主な取組主体〉市民・学校等・防犯団体等・関係機関

(2) 地域防犯活動を支える人材の育成



ア 防犯リーダーや地域の防犯啓発事業に参画するボランティア人材を育成するため、講習会を開催します。 **継続**

〈主な取組主体〉市・市民・警察・学校等
・防犯団体等・関係機関

効果的な防犯パトロールについての講座



防犯リーダー育成人数 325人（～令和11（2029）年度末）

【実績】令和6（2024）年度末：211人

イ ボランティアの人材確保のため、地域や学校の防犯ボランティア団体等への登録方法などの情報提供に努めます。さらに、学生などの若い世代も参加しやすく、誰もが防犯活動に関心を持てる持続可能な見守り活動の構築を図ります。 **継続**

〈主な取組主体〉市・市民・警察・学校等・防犯団体等・関係機関

ウ ジョギング、ウォーキング、買い物、ペットの散歩、花の水やりなど、自らの健康や趣味と合わせて行う「ながら見守り」を始め、従前の防犯活動に縛られない「新しい防犯見守り活動」への取組を支援します。 **継続**

〈主な取組主体〉市・市民・警察・学校等・防犯団体等・関係機関



(3) 防犯活動の推進



町内会、老人会、PTA等が行う地域の自主防犯活動と、市、教育委員会、学校、警察との情報・連絡体制等の強化に努めます。 **継続**

〈主な取組主体〉市・市民・警察・学校等・防犯団体等・関係機関

(4) 子どもの安全対策



ア 学校、保護者、地域及び関係機関との連携により、小中学生を対象に犯罪被害に遭わないための視点を学ぶ「地域安全マップづくり⁸⁾」を実施します。 継続

〈主な取組主体〉市・市民・学校等・防犯団体等・関係機関

地域安全マップづくり実施団体数 10 団体（～令和 11（2029）年度末）

【実績】令和 6（2024）年度末：5 団体

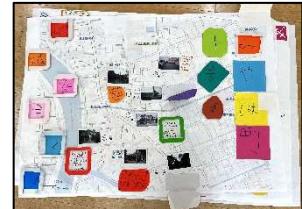
危険・安全な場所の学習



フィールドワーク



地域安全マップ



イ インターネット等に起因する犯罪やトラブルの未然防止のため、学校やP T Aと連携し、児童や生徒、学生、保護者に対して、情報モラルやメディアリテラシー、インターネット・SNS 等の安全な利用方法等について学習する機会（出前講座⁹⁾等の提供を行います。 拡充

〈主な取組主体〉市・学校等・関係機関

出前講座実施回数／受講者数 28 回／760 人
（～令和 11（2029）年度末）

【実績】令和 6（2024）年度末：19 回／400 人

ウ 校外活動時や休日等、いろいろなケースを想定した危機管理マニュアルの策定と実践的な訓練を通じて緊急時の安全確保体制を確立します。 継続

〈主な取組主体〉市・学校等・関係機関

【用語解説】

⁸⁾ 地域安全マップづくり…犯罪が起りやすい危険な場所や安全な場所を示す地図を作成する過程を通して、子どもの危機回避能力を高めるための取組
⁹⁾ 出前講座……市消費生活センターの消費生活相談員が講師として地域に出向き、悪質商法等の事例や被害防止のポイントを解説する講座

エ 「子ども110番の家¹⁰」に代表される子どもの緊急避難所が、適切に設置されるよう努めるとともに、警察と連携し「子ども110番の家」表示住宅や店舗に対する防犯指導を行います。 継続

〈主な取組主体〉市・警察・学校等・防犯団体等・関係機関



(5) 高齢者の安全対策



ア 特殊詐欺や悪質商法の被害から高齢者を守るため、市消費生活センター相談窓口の認知度向上を図るとともに、出前講座を市内各地で実施し、市民の防犯意識の高揚に努めます。 継続

〈主な取組主体〉市

【再掲】出前講座実施回数／受講者数 28回／760人
(～令和11(2029)年度末)

【実績】令和6(2024)年度末：19回／400人

イ 柏崎市消費者安全確保地域協議会¹¹による被害防止に向けたネットワークの強化と情報共有を促進します。 継続

〈主な取組主体〉市・警察・事業者・関係機関

(6) 障がい者、女性等の安全対策



障がい者、女性など防犯上配慮を要する人が、犯罪の被害者になることを未然に防止するため、地域における見守り活動の充実など、市を始めとする関係機関、関係団体、事業者等との連携において、防犯教育の実施及び情報提供を行います。 継続

〈主な取組主体〉市・市民・警察・学校等・防犯団体等・関係機関

【用語解説】

¹⁰ 子ども110番の家 ……平成9(1997)年から警察が始めた取組。学校、PTA、自治会等と連携し、児童・生徒等が「声かけ」や「つきまとい」などの身の危険や不安を感じたときに、直ちに駆け込み、救助を求めることのできる緊急の避難所の呼称。なお、このほかにも職域団体や企業等が独自に行う類似の取組もある。
(令和7(2025)年9月1日現在柏崎市内20校区・498か所設置)

¹¹ 柏崎市消費者安全確保地域協議会…消費生活において、特に配慮を要する消費者の見守りやその他の消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うことを目的とし、令和3(2021)年12月に設置。警察、市、社会福祉協議会、新潟県労働金庫柏崎支店、市内法律事務所、地域包括支援センター、民生委員児童委員協議会で構成される。

(7) 関係機関と市の連携による防犯活動



柏崎警察署地区防犯連合会と連携を図りながら、金融機関や商業施設等において、「プチ防犯¹²」活動を積極的に推進します。 継続

〈主な取組主体〉市・市民・警察・学校等・防犯団体等・関係機関



【用語解説】

¹² プチ防犯……株式会社ブルボンによる防犯啓発活動。同社商品「プチシリーズ」を提供し、「プチ防犯始めませんか！」をキャッチフレーズに行うオリジナル防犯キャンペーン。柏崎警察署地区防犯連合会では、防犯広報チラシと一緒に市民へ配布することで、防犯の啓発を行っている。この活動は、一般的に「企業の社会的責任」と言われる防犯CSR（Corporate Social Responsibility）活動であり、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりのための企業の社会貢献活動である。

3 環境づくり

安全で安心なまちを築くため、学校を始め公園や道路等の防犯性の向上や安全対策を推進し、犯罪の起こりにくい環境をつくります。

【現況と課題】

子どもたちが犯罪に遭わないよう、学校や通学路等における安全対策について、引き続き、保護者、学校、市、警察、地域、防犯団体等が連携して危険箇所等の把握及びその改善に向けて取り組んでいくことが必要です。

また、道路や公園を始めとする公共公益施設の整備や改修に際しては、犯罪抑止に配慮した設計、施工に努め、一般住宅等では、防犯性の高い建物部品（鍵、防犯カメラ等）の更なる普及に向けた取組が必要です。

【主要施策の基本方向】

(1) 学校・通学路等における子どもの安全確保



ア 通学路等の管理者や保護者、学校の管理者、地域住民等は警察と連携し、危険箇所等の把握及びその改善に向けた取組に努めます。 継続

〈主な取組主体〉市・市民・学校等・防犯団体等・関係機関

イ 地域自主防犯活動を行っている団体に対し、見通し・死角・暗がりなどの確認を行う「地域内安全点検」の実施を働きかけ、点検の結果における問題点について、地域と関係機関等で解消を図ります。なお、点検が未実施の地域について、実施に向けて更なる働きかけを行います。 継続

〈主な取組主体〉市・市民・学校等・防犯団体等・関係機関

地域内安全点検実施地域数 38 地域
(～令和11(2029)年度末)

【実績】令和6(2024)年度末：32 地域

ウ 学校、保護者、地域住民、事業者、防犯団体及び関係機関等との連携により、「ながらパトロール」など「人の目」による防犯見守り活動を効果的に実施し、安全確保の充実を図ります。 継続

〈主な取組主体〉市・市民・警察・学校等・防犯団体等・関係機関

(2) 公共公益施設における防犯性の向上

ア 防犯まちづくりを推進し、道路や公園を始めとする市民生活に必要な公共公益施設の整備や改修に際しては、犯罪抑止に配慮した設計、施工に努めます。

継続

〈主な取組主体〉市・関係機関

イ 犯罪が頻繁に発生する箇所については、設置による犯罪抑止効果を検証の上、施設等の管理者において防犯カメラの設置を進めます。

継続

〈主な取組主体〉市・市民・警察・学校等・防犯団体等・関係機関

【防犯カメラの設置状況】国の「登下校防犯プラン」（平成30(2018)年6月22日付登下校時の子どもの安全確保に関する関係閣僚会議）に基づき、教育委員会（学校教育課）、学校、地域（町内会、PTA等）、道路管理者、警察及び市民活動支援課が通学路の合同点検を実施しました。この点検結果を踏まえ、登下校時に子どもが1人で歩く区間で、「人の目」による見守りが行き届かない場所であること等を勘案して、防犯カメラが必要な箇所を選定し、令和2(2020)年4月1日から、市内4か所の通学路に計7台の防犯カメラを設置し、運用を開始しました。

(3) 住宅の防犯性の向上

ア 市民に対して、一戸建て住宅、共同住宅の防犯性を向上させるための情報提供や防犯意識の啓発を行い、犯罪の防止に配慮した構造及び設備等に配慮した防犯性の高い住宅の普及に努めます。

継続

〈主な取組主体〉市・警察・関係機関

イ リーフレットや市のホームページを用いて、防犯指針（新潟県「住宅の犯罪防止に配慮した構造・設備等に関する指針」）を始めとした情報提供を行い、犯罪被害に遭いにくい住宅になるよう意識啓発を図ります。

継続

〈主な取組主体〉市・市民・学校等・防犯団体等・関係機関

ウ 防犯機能付き電話の普及促進を図り、特殊詐欺被害防止対策を推進します。

継続

〈主な取組主体〉市・警察・関係機関

(4) 事業者との連携

ア 市民が一体となった防犯まちづくりの推進のため、市民生活に密接につながりを持つ事業者が自らの防犯に配慮した対策を推進するとともに、地域の一員として防犯の取組に積極的に参加し、防犯意識の啓発に努めます。 **継続**

〈主な取組主体〉市・市民・警察・事業者・学校等・防犯団体等・関係機関

イ 事業者は、自らの施設や事業活動における防犯性を確保するため、防犯責任者の設置などの具体的な防犯上の対策を講じるよう情報提供と啓発に努めます。 **継続**

〈主な取組主体〉市・事業者・関係機関

ウ 農業漁業団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等）、商工会議所、商工会など商工団体等を通じて事業者に防犯情報を提供するなど、事業者の防犯意識の啓発を図るとともに、防犯活動への協力を要請します。 **継続**

〈主な取組主体〉市・事業者・関係機関

第6章 安全で安心なまちづくりの配慮事項

基本方針の展開において各事業に横断的に関わってくる重要な事項は、事業実施上の視点として特に配慮します。

1 被害者・加害者をつくらない教育・啓発活動



犯罪の防止に配慮した安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、犯罪の被害に遭わないための教育¹³と犯罪を起こさせないための教育¹⁴、両面の充実を図る必要があります。



2 犯罪被害者等に対する支援



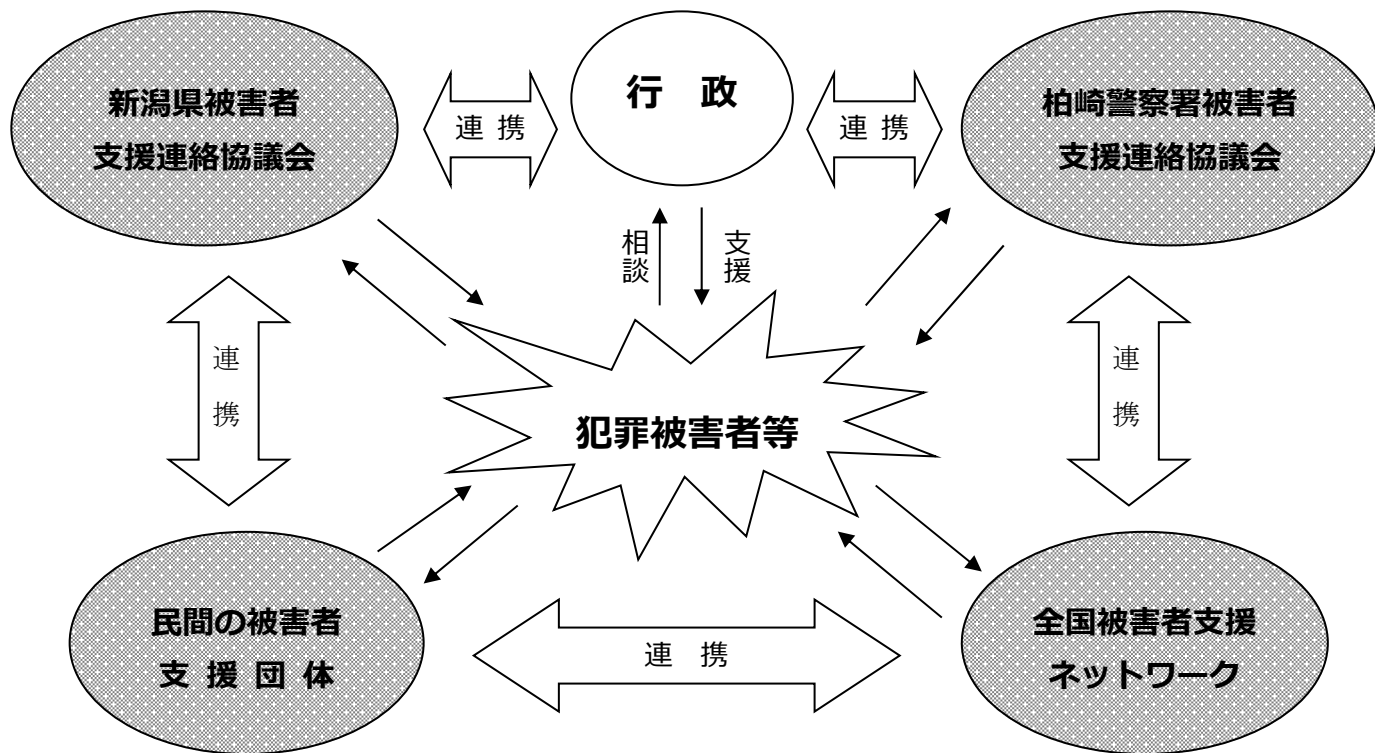
- (1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減、生活の再構築ができるよう、関係機関と連携し、様々なニーズに応じた支援を行います。
- (2) 柏崎警察署被害者支援連絡協議会による取組を基本とし、各種支援、相談窓口を持つそれぞれの機関の横断的な連携を図ります。
- (3) 市では、令和4(2022)年4月施行の新潟県柏崎市犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等へ見舞金¹⁵を支給します。また、総合的相談窓口として、様々なニーズに応じてそれぞれの機関へ導く役割を果たすとともに、関係する庁内各課の連絡体制を確立します。

【用語解説】

¹³ 犯罪の被害に遭わないための教育…犯罪被害の予防・防止策や対処方法等の習得を目的とした、子ども安全教育、高齢者防犯教室、護身教室、不審者侵入対応訓練等
¹⁴ 犯罪を起こさせないための教育…学校における薬物乱用防止教室や、日々の生徒指導の中における非行防止、いじめ防止等の教育活動
¹⁵ 見舞金…犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図るため、遺族見舞金については30万円、重傷病見舞金については10万円を支給する。

(4) 犯罪被害者等に対する支援内容の一覧

支援内容	制 度 名	取扱機関、団体名・連絡先
危機介入	指定被害者支援要員制度	柏崎警察署 TEL 21-0110
情報提供	被害者連絡制度	柏崎警察署 TEL 21-0110
	被害者等通知制度	柏崎区検察庁 TEL 0258-33-5011 (長岡)
再被害防止	DV防止法に基づく保護命令等	新潟地方裁判所長岡支部 TEL 0258-35-2328
	ストーカー規制法に基づく警告	柏崎警察署 TEL 21-0110
	住民票の閲覧制限 (DV・ストーカー)	子育て支援センター (柏崎市元気館) TEL 20-4215 柏崎警察署 TEL 21-0110
プライバシー 保護	人権救済制度	法務省人権擁護局 (人権 110 番) TEL 0570-003-110
経済的支援	犯罪被害者等見舞金支給制度	柏崎市市民活動支援課 (柏崎市役所) TEL 21-2272
	犯罪被害者給付制度	柏崎警察署 TEL 21-0110
	検案書、診断書、遺体輸送等の 費用負担	柏崎警察署 TEL 21-0110
	所得控除	柏崎税務署 TEL 22-2131
	犯罪被害者救援基金	(公財) 犯罪被害者救援基金 TEL 03-5226-1021
裁判における 支援	被害者支援制度	柏崎区検察庁 TEL 0258-33-5011 (長岡)
	裁判における各種支援制度	新潟地方裁判所柏崎出張所 TEL 22-2090
	不起訴処分の当否	長岡検察審査会 TEL 0258-35-2182
各種相談	被害者ホットライン	新潟地方検察庁 TEL 025-226-0922 (新潟)
	犯罪被害者支援ダイヤル	日本司法支援センター(法テラス) TEL 0570-079714
	相談電話	新潟県弁護士会 TEL 025-222-5533 (新潟)
	被害に関する心の相談 (カウンセリング)	(公社)にいがた被害者支援センター TEL 0258-32-7016 (長岡)
	自殺防止	(社福)新潟いのちの電話 TEL 0258-39-4343 (長岡)
	暴力団に関する相談	(公財)新潟県暴力追放運動推進センター TEL 025-281-8930
	人権相談	新潟地方法務局柏崎支局 TEL 23-5226
	悪質商法	柏崎市消費生活センター TEL 23-5355



3 来訪者の安全確保



市への来訪者が安全に安心して滞在するため、市、市民、事業者、関係機関等が連携し、それぞれの防犯活動を積極的に取り組むことが重要です。

市は、「来訪者の安全確保」に配慮し、柏崎商工会議所、柏崎観光協会、柏崎市商工会、警察署など関係する団体や機関と連携し、宿泊施設や観光施設などの事業者に理解を求め、意識啓発、広報活動、犯罪情報の提供等に取り組みます。

実施項目	防犯意識啓発、広報活動、防犯情報提供
実施団体	宿泊施設事業者、観光施設事業者
連携団体	柏崎商工会議所、柏崎観光協会、柏崎市商工会、柏崎警察署

4 事業者による防犯活動



事業者による防犯活動は、防火・防災活動とは異なり、法に基づく義務規定はありませんが、自らの施設や事業活動に関して安全を確保し、従業員の意識を高め、知識の習得が図られるように配慮するほか、地域の一員として地域防犯活動へ参加することも求められます。

市では「事業者による防犯活動」という配慮事項を設け、柏崎商工会議所、柏崎市商工会、市防犯協会、警察等関係する団体や機関と連携し、事業者を対象とした広報活動や防犯情報の提供、防犯活動への協力依頼、防犯講習会の開催などに取り組みます。

また、事業所等において犯罪の防止を目的として設置及び利用する防犯カメラについて、人権に配慮した適切な運用が図られるよう「新潟県防犯カメラ設置及び利用に関する指針」を参考にし、指導・助言等を行います。

実施項目	広報活動、防犯情報提供、防犯活動への協力、防犯講習会
実施団体	事業者
連携団体	柏崎商工会議所、柏崎市商工会、柏崎市防犯協会、柏崎警察署

5 犯罪の防止等に配慮した空き家等への取組



近年、少子高齢化などの社会的要因や、事業経営・資産管理などの経済的要因により、空き家が増加する傾向にあり、衛生管理等、周辺へ悪影響を与えている事案が増加しています。今後、更に空き家問題の増加が懸念される中、空き家等の日常적인見回り、点検については、市や市民が相互に連携・協力して取り組む必要があります。

市や関係機関、地域住民や防犯団体等が相互に連携・協力して地域社会の秩序を保つことにより、清潔で美しく、また犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。



【特定空家等¹⁶及び管理不全空家等¹⁷への対応状況】

(1) 特定空家等及び管理不全空家等 年度別認定件数と解決状況

	令和3(2021)年	令和4(2022)年	令和5(2023)年	令和6(2024)年
認定件数	10	0	0	70(17)
解決済件数	8	11	16	15(2)
年度末未解決件数	80	69	53	108(15)

※()内は管理不全空家等(内数)

(2) 行政代執行¹⁸の実施状況

	令和3(2021)年	令和4(2022)年	令和5(2023)年	令和6(2024)年
代執行件数	0	0	1(0)	0

※()内は略式代執行¹⁹の件数(内数)

6 暴力団排除に向けた取組



市は、平成25(2013)年4月に施行された「柏崎市暴力団排除条例」の主旨にのっとり、暴力団が市民生活及び市内の事業活動に悪影響を及ぼす反社会的な団体であることを認識した上で、暴力団を恐れない、暴力団に資金を提供しない、暴力団を利用しないことを基本として、県、警察、市民等との連携と協力の下、暴力団排除に向けた取組を推進します。

【用語解説】

- ¹⁶ 特定空家等……そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家のこと。
- ¹⁷ 管理不全空家等……適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある空家等のこと。
- ¹⁸ 行政代執行……特定空家等の所有者などに代わり、行政が強制的に措置を行うこと。
- ¹⁹ 略式代執行……特定空家等の所有者が確知できない場合において、空家等対策の推進に関する特別措置法により事前公告の手続を経ることで実施可能とされた代執行のこと。

参 考 资 料

新潟県柏崎市防犯まちづくり条例

平成22年12月17日条例第46号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 市の責務及び市民等の役割（第4条—第8条）
- 第3章 防犯まちづくりを推進するための施策（第9条—第12条）
- 第4章 学校における安全確保（第13条—第15条）
- 第5章 道路等の防犯性の向上（第16条）
- 第6章 犯罪防止に配慮した住宅の普及（第17条）
- 第7章 犯罪被害者等に対する支援（第18条）
- 第8章 補則（第19条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくり（以下「防犯まちづくり」という。）について、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、犯罪を未然に防止する環境を整備するための基本的な事項を定め、もって安全で住みよい地域社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者又は活動する者をいう。
- (2) 市民等 市民、事業者、防犯団体等及び土地所有者等をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を営む者をいう。
- (4) 防犯団体等 市内の町内会、各コミュニティ振興協議会、防犯団体その他防犯活動を行う団体をいう。
- (5) 土地所有者等 市内に土地、建物その他工作物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (6) 学校等 幼稚園、小学校、中学校、高等学校その他の学校及び保育園その他の児童福祉施設をいう。
- (7) 関係機関 市の区域を管轄する警察署及び関係行政機関等をいう。

（基本理念）

第3条 防犯まちづくりは、自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域自ら守るという防犯意識の下に、市民等による自主的な活動を基本としなければならない。

- 2 防犯まちづくりは、市及び市民等がそれぞれの役割について相互理解の下に、連携し、協力して推進されなければならない。
- 3 防犯まちづくりは、基本的人権を尊重して行われなければならない。

第2章 市の責務及び市民等の役割

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、防犯まちづくりに関する施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たり、市民等、関係機関及び学校等と連携し、必要な推進体制を整備して行うものとする。

3 市は、第1項の施策を実施するに当たり、財政上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、防犯まちづくりについて理解を深め、日常生活における自らの安全確保に積極的に努めるとともに、防犯活動を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、自らの安全確保のために必要な知識及び技術を積極的に修得し、防犯意識を高めるよう努めなければならない。

3 市民は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、防犯まちづくりについて理解を深め、当該事業者が所有し、又は管理する施設及びその事業活動に関し、自ら安全の確保に努めるとともに、防犯活動を推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(防犯団体等の役割)

第7条 防犯団体等は、基本理念にのっとり、防犯まちづくりについて理解を深め、地域の実情に応じた防犯活動を推進するため、積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 防犯団体等は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(土地所有者等の役割)

第8条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地、建物その他の工作物について、犯罪防止に配慮した環境を確保するよう努めるものとする。

2 市は、前項の土地、建物その他工作物の管理状態に防犯上支障があると認められるときは、所轄する警察署長と協議の上、当該土地、建物その他の工作物の所有者等に対し、必要な改善を行うよう指導することができる。

3 土地所有者等は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

第3章 防犯まちづくりを推進するための施策

(推進計画の策定等)

第9条 市は、防犯まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、防犯まちづくりに関する推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 市は、推進計画を策定又は変更するに当たっては、広範な市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(広報及び啓発活動)

第10条 市は、防犯まちづくりを推進するため、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

2 市民等の防犯まちづくりへの関心及び理解を深めるため、毎年10月を「柏崎市防犯月間」と定める。

(市民等の自主的な活動の促進及び人材の育成)

第11条 市は、市民等が行う自主的な防犯活動を推進するため、必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

2 市は、地域における防犯活動を推進する人材の育成に努めるものとする。

(高齢者等の安全確保)

第12条 市は、高齢者、子ども、障がい者、女性など防犯上の配慮を要する者に対し、犯罪による被害に遭わないよう防犯教育、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

第4章 学校における安全確保

(学校における安全確保)

第13条 市は、市が設置し、又は管理する学校等において、乳幼児、児童及び生徒（以下「子ども」という。）が犯罪による被害に遭わないようにするための安全の確保（以下「安全確保」という。）に係る対策を講ずるものとする。

2 市は、学校等を設置し、又は管理する者（市が設置し、又は管理するものを除く。）に対し安全確保に係る対策の実施について、必要な情報の提供、助言又は指導を行うよう努めるものとする。

(防犯教育の充実)

第14条 市は、学校等、家庭及び地域と連携し、子どもが犯罪に遭わないための教育及び犯罪を起こさないための教育の充実が図られるよう努めるものとする。

(通学路等における安全確保)

第15条 通学、通園等の用に供される道路及び子どもが日常的に利用する公園、広場等（以下「通学路等」という。）を管理する者、子どもの保護者、学校等を管理する者等は、当該学校等の所在する地域の住民等と連携して通学路等における安全確保のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第5章 道路等の防犯性の向上

(道路等の防犯性の向上)

第16条 市は、市が設置し、又は管理する道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐輪場（以下「道路等」という。）について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するよう努めるものとする。

2 市は、市以外の者が設置し、又は管理する道路等について、犯罪防止に配慮した環境整備を普及するため、必要な情報提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

第6章 犯罪防止に配慮した住宅の普及

(犯罪防止に配慮した住宅の普及)

第17条 市は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。

2 市は、建築主、建物を設計し、建築し、又は供給する事業者及び土地所有者等に対し、住宅の防犯性の向上を普及させるため、必要な情報提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

第7章 犯罪被害者等に対する支援

(犯罪被害者等に対する支援)

第18条 市は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。）により被害を被った者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、国及び他の地方公共団体等と連携し、相談体制の整備その他犯罪被害者等を支援するための施策を講ずるものとする。

第8章 補則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。

新潟県柏崎市暴力団排除条例

平成 24 年 12 月 21 日条例第 56 号

(目的)

第1条 この条例は、暴力団排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的施策を定めることにより、暴力団排除を推進し、もって市民の安全で安心な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団排除 暴力団又は暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は市内の事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (4) 市民等 市民（市内に滞在する者及び市内を通過する者を含む。以下同じ。）及び事業者をいう。
- (5) 事業者 事業（その準備行為を含む。以下同じ。）を行う法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）又は事業を営む個人をいう。
- (6) 警察等 警察及び法第32条の3第1項の規定により新潟県公安委員会から新潟県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者をいう。
- (7) 指定管理者 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団排除は、暴力団が市民生活及び市内の事業活動に不当な影響を及ぼす反社会的な団体であることを認識した上で、暴力団を恐れぬこと、暴力団に対して資金を提供しないこと、及び暴力団を利用しないことを基本として、県、市及び市民等による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県、警察等その他暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体及び市民等と連携及び協力を図りながら、暴力団排除に関する施策を実施するものとする。

2 市は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、警察等その他関係機関に対し、当該情報を提供するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携及び協力を図りながら取り組むとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業により暴力団を利することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 市民等は、基本理念にのっとり、暴力団員との社会的に非難されるべき関係を持つことがないよう努めるものとする。

4 市民等は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、市又は警察等その他関係機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

（市の事務及び事業における措置）

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することのないよう暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者について、市が実施する入札に参加させないなどの必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項に規定する必要な措置を講ずるため必要があると認めるときは、警察等その他関係機関に対し、情報を提供し、照会するものとする。

3 市は、暴力団排除に必要と認められる情報を市民及び事業者から収集することができる。

（公の施設における措置）

第7条 市長、教育委員会又は指定管理者（以下「市長等」という。）は、公の施設（地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の利用が暴力団の利益となると認められたときは、当該公の施設の管理について定める条例の規定にかかわらず、当該公の施設の利用を許可しないものとする。

2 市長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該公の施設の利用が暴力団の利益となると認められたときは、当該利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

3 前項の場合において、当該利用の取消し又は中止に伴う損害があっても、市長等は、その責めを負わない。

（市民等に対する支援）

第8条 市は、市民等が第5条に掲げる責務を果たすことができるよう情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（広報及び啓発）

第9条 市は、市民等が暴力団排除の重要性の理解を深めることができるよう広報及び啓発を行うものとする。

（利益の供与の禁止）

第10条 市民等は、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）暴力団の威力を利用すること、又は利用したことの対償として金品その他の財産上の利益の供与（以下「利益の供与」という。）をすること。

（2）前号に掲げるもののほか、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資する目的で利益の供与（法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする利益の供与その他正当な理由がある場合に於ける利益の供与を除く。）をすること。

（青少年に対する指導等）

第11条 市は、その設置する中学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の中学校をいう。）において、その生徒が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 市民等は、青少年が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないように地域、職域等において、青少年に対し、指導、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(祭礼又は興行等からの暴力団排除)

第12条 祭礼又は興行その他の公共の場所に多数の者が特定の目的のために一時的に集合するような行事を主催する者及びその運営に関わる者は、当該行事の運営に暴力団員を関与させないことその他当該行事からの暴力団排除に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に公の施設の利用の許可を受けている者に対する第7条第2項及び第3項の規定の適用については、この条例の施行の日以後に当該公の施設を利用する場合に適用する。

* SDGs（持続可能な開発目標）とは

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が同意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。

2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

	<p>目標1 貧困</p> <p>あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>		<p>目標10 不平等</p> <p>国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
	<p>目標2 飢餓</p> <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>		<p>目標11 持続可能な都市</p> <p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
	<p>目標3 保健</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>		<p>目標12 持続可能な消費と生産</p> <p>持続可能な消費生産形態を確保する</p>
	<p>目標4 教育</p> <p>すべての人に包摂的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>		<p>目標13 気候変動</p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
	<p>目標5 ジェンダー</p> <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>		<p>目標14 海洋資源</p> <p>持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
	<p>目標6 水・衛生</p> <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>		<p>目標15 陸上資源</p> <p>陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
	<p>目標7 エネルギー</p> <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>		<p>目標16 平和</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
	<p>目標8 経済成長と雇用</p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>		<p>目標17 実施手段</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
	<p>目標9 インフラ、産業化、イノベーション</p> <p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		

出典：外務省「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組」

第四次柏崎市防犯まちづくり推進計画検討委員・アドバイザー名簿

(順不同)

No.	区 分	推 薦 団 体 名	氏 名
1	検討委員	柏崎市防犯協会	いとう まなぶ 伊藤 学
2		柏崎地区少年補導員・指導員連絡会	いとう まなぶ 伊藤 学
3		柏崎市小・中学校長会連絡協議会	ますい たかし 増井 貴
4		柏崎市小・中学校PTA連合会	おかむら み な こ 岡村 美奈子
5		柏崎市コミュニティ推進協議会	たむら けんじ 田村 謙治
6		柏崎市社会福祉協議会	いまい よしひろ 今井 善裕
7		柏崎市青少年健全育成市民会議	すだ たかこ 須田 貴子
8		柏崎市民生委員児童委員協議会	すなつか かすみ 砂塚 一美
9		柏崎商工会議所（小売商業部会）	こばやし えいすけ 小林 英介
10		公募委員	こうだ はじめ 行田 元
11		公募委員	いいづか まさひろ 飯塚 政洋
12	関係行政機関 (アドバイザー)	柏崎警察署 生活安全課長	さとう ふみひこ 佐藤 文彦
13		柏崎市 都市整備部長	ほしの かずひこ 星野 和彦

第四次柏崎市防犯まちづくり推進計画

令和 8(2026)年 3 月

【発行】 柏崎市市民生活部市民活動支援課

〒945-8511 柏崎市日石町2番1号

TEL : 0257-23-5111 FAX : 0257-22-5904